

提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No	頁	意見(概要)	対応
第1章 計画の基本的事項			
4 計画で取り扱う「スポーツ」の範囲			
1	2	本文の「…「する」「みる」「支える」という様々な形での自発的な参画を通して…」は、国の第3期スポーツ基本計画の新たな視点を踏まえ、「…「つくる／はぐくむ」「あつまり／ともにつながる」「誰もがアクセスできる」という様々な形での自発的な参画を通して…」とした方が適切と考える。	この箇所はスポーツの捉え方について国の第3期スポーツ基本計画の記載を引用したものであることから、素案のとおりとします。 なお、同計画の新たな視点は、「する」「みる」「きさえる」ことを真に実現できる社会を目指すために必要な視点として整理されており、素案の「第4章 施策1 方向性」に記載しています。
2	2	本文のeスポーツに関する記載については、令和5年に国で策定される「骨太の方針」でのeスポーツの取扱いなども参考にし、その内容を再検討することが適切と考える。	eスポーツの推進にあたっては十分な議論・検討が必要ですが、eスポーツには性別や年齢、身体能力の違いを超えて多くの人が同じ条件で楽しむことができるなどの特長があることから、今後の全国を取組等を注視しながら、その活用等を検討していきたいと考えており、素案のとおりとします。
第2章 計画策定の背景			
1 社会情勢の変化			
(3) 学校の運動部活動改革に向けた取組			
3	4	運動部活動については、部活動指導員や外部指導者が生徒への指導を担うなど既に様々な対応が講じられていることから、「休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究」は実施しなくてよい。	実践研究は、県内各地で運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への地域移行を進めるために大切な取組であり、必要に応じて実践研究を継続し、その成果を活用して本県の方策を検討してまいります。御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
2 県民のスポーツ活動の状況			
(1) 「する」スポーツ			
○ 運動部活動			
4	8	【本県の公立中学校の運動部設置数】は、生徒の加入率が減少傾向の中で運動部設置数も減少すると考えるのが一般的である。前年から増加した令和4年度数値(1,235)を確認すべき。	再確認の結果を受け、各年度の数値を修正します。
3 第2期滋賀県スポーツ推進計画の取組状況と課題			
5	10 ～ 18	指標の達成状況が「達成」か「未達成」の記載のみとなっている。どの程度未達成なのか数値化できないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり達成率を算定し記載します。 【達成率算定式】 (現時点の数値-策定時の数値) / (目標数値-策定時の数値) × 100 ※算定によりマイナスとなったものについては「0%」、100を超えたものについては「100%」とする。

No	頁	意見（概要）	対応
政策4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化			
(1) 取組状況			
6	14	2021年の第76回びわ湖毎日マラソン以後の大会統合の経緯について、丁寧に説明することが大切だと考える。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 …翌年度以降の大阪マラソンに統合されました。 【修正後】 …令和4年（2022年）2月開催の第10回大阪マラソン・第77回びわ湖毎日マラソン統合大会を経て、令和5年度（2023年度）以降の大阪マラソンに統合されました。
政策5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大			
(1) 取組状況			
7	15	本文の「…総合優勝である「天皇杯獲得」…」については、男女共同参画・女性活躍の観点から「…男女総合優勝である「天皇杯獲得」、女子総合優勝である「皇后杯獲得」…」とした方が適切と考える。	滋賀県競技力向上基本計画の目標である「天皇杯獲得（男女総合優勝）」は、男性・女性を併せた県全体の競技力の水準を測る指標として採用しているものであり、素案のとおりとします。
8	17	指標の「国体総合順位」について、滋賀県競技力向上基本計画では10位台とされていることから、目標順位の整合性を図るべきだと考える。	滋賀県競技力向上基本計画の段階的目標値については、開催年の延期に伴い「第2期滋賀県スポーツ推進計画」策定後に改定（R4：8位→10位台）が行われたことから、今回の計画策定で整合を図ります。御意見を踏まえ、以下のとおり表外に補足説明を追記します。 「滋賀県競技力向上基本計画では、令和3年3月の改定において令和4年度目標を「10位台」としている。」
第3章 計画の目指す姿・基本方針等			
2 目指す姿			
9	20	将来像①「人：県民誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しんでいる」は、国の第3期スポーツ基本計画で示された新たな視点を踏まえ、「人：県民誰もが「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」スポーツを身近な存在とする」とした方が適切と考える。	将来像については、県の第2期計画での課題や社会情勢の変化を踏まえ、P19に記載の3つの視点で整理した上で掲げたものであり、視点に沿った姿として、素案のとおりとします。 なお、国の第3期スポーツ基本計画で示された新たな視点については、素案の「第4章 施策1 方向性」に記載しています。
10	20	地域との連携・協働の理念を活かしてスポーツによる街づくりに発展させることが重要であり、スポーツの持つ力を、豊かな市民生活へつなげる方策となるよう具現化が必要であることから、将来像②「地域：多様な連携・協働等により活力が生まれている」は、「地域：スポーツによる地方創生や街づくりは、スポーツと共にある暮らしから」とした方が適切と考える。	将来像については、県の第2期計画での課題や社会情勢の変化を踏まえ、P19に記載の3つの視点で整理した上で掲げたものであり、視点に沿った姿として、素案のとおりとします。 なお、素案においても、スポーツを通じた健やかで豊かな生活や活力のある地域の実現を基本方針としているところです。

No	頁	意見（概要）	対応
11	20	国スポ・障スポ大会のレガシーにおいては、両大会で得た様々な経験や成果を厳選し、真に必要なものを残すという理念が必要であり、将来像③「大規模大会：大会の成果が根付いている」は、「大会レガシー：2025国スポ・障スポ大会の成果を一過性のものに終わらせない」とした方が適切と考える。	本計画の期間中にわたるSHIGA輝く国スポ・障スポ等の大規模大会が連続して開催されること、およびそれらの大規模大会の成果を根付かせることを将来像として端的に掲げたいと考えていますので、素案のとおりとします。
3 基本方針・施策・展開方策			
12	21	「施策5 スポーツを生かした地域の活性化」の方向性については、地域活性化から一歩進んで「スポーツによる街づくり」とした方が適切と考える。	当計画では、スポーツの力をもとに「健やかで豊かな生活」「活力のある地域」をつくることを基本方針として、それぞれの施策を掲げているところです。 「スポーツを生かした地域の活性化」については、施策の一つとして、特に、本県の地域資源を生かしたスポーツの振興を通じ地域の活性化を図ろうとするものであることから、素案のとおりとします。
第4章 今後5年間の具体的展開方策			
施策1 生涯にわたるスポーツ活動の充実			
2 展開方策			
(7) 総合型地域スポーツクラブの育成			
ウ 組織体制・ガバナンスの確立			
13	27	ガバナンスとは「スポーツ団体が、社会的責任を果たすための有効な方法であり、スポーツが社会からの信頼を勝ち得、強化、普及を行っていくための、非常に大きな武器」((公財)日本スポーツ仲裁機構)とされており、主に中央競技団体や都道府県競技団体等のスポーツ団体に対して使う言葉であることから、項目名や本文の「ガバナンス」という言葉を総合型地域スポーツクラブに対して使うことは相応しくないと考える。	様々な組織・団体が社会的責任を果たすための説明として「ガバナンス」という表現は広く使われており、また、公益社団法人日本スポーツ協会による総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の説明においても同様の表現が使用されていることから、素案のとおりとします。
(9) 公共スポーツ施設の充実・活用			
イ 県立都市公園等のスポーツ施設の活用			
14	28	本文の「…アーバンスポーツなどの新たなスポーツにも対応できる環境について検討し…」は、予算確保や法制度の整備など課題が多いと思われることから、具体的な展望がなければ削除した方が良い。	スケートボード等のアーバンスポーツは、近年、愛好者が増える一方で専門施設が十分整理されておらず、そのスポーツを「したい」と思っても場所がないことや、安全性や騒音などの課題があります。これらの課題も踏まえながら、アーバンスポーツ等の新たなスポーツにも対応できる環境について検討を進めていく必要があることから、素案のとおりとします。

No	頁	意見（概要）	対応
施策2 子どもの運動・スポーツ活動の充実			
2 展開方策			
(2) スポーツ少年団の育成			
ア スポーツ少年団活動の充実			
15	30	本文の「…勝利至上主義からの脱却や…」の表現では、勝利を目指してはいけないような誤解を招きかねないため、「…過度に勝利を追求することなく…」とした方が適切と考える。 また、勝利を目指すことは県の競技力向上方策にも掲げられているため、相反する表現となりえるのではないか。	「スポーツ少年団改革プラン2022」（日本スポーツ協会・日本スポーツ少年団）において「スポーツ少年団は、勝利至上主義を否定し…」と明記されていることを踏まえ、この展開方策においては素案のとおり表現とします。 なお、同改革プランで示されている「勝利至上主義」に関する補足説明を、本文内に記載しています。 また、競技力向上に向けた施策との関係性については、「勝利至上主義の否定」が競技力向上の取組も否定されるものではないため、相反性はないと考えます。（上記補足説明参照）
(3) 小・中学校における体育・保健体育の授業改善			
イ 指導力の向上			
16	31	本文の「…小・中・高等学校および養護学校で研究校を指定し、実践的な授業研究を進めます」では、研究を指定された学校や研究に関わる教職員のみ成果が上がるような意味にも取ることができるため、「…小・中・高等学校および養護学校で研究校を指定するとともに、地域や校種で方法や内容を共有し、全県的に波及するよう努めます」とした方が適切と考える。	実践的な授業研究の成果を全県的に共有することは、県内の全ての児童・生徒への還元につながると考えられることから、素案を下記のとおり修正します。 【修正前】 …小・中・高等学校および養護学校で研究校を指定し、実践的な授業研究を進めます。 【修正後】 …小・中・高等学校および特別支援学校で研究校を指定し、実践的な授業研究を推進するとともに、その研究成果が全県的に波及するよう努めます。
施策3 障害のある人のスポーツ活動の充実			
2 展開方策			
(1) 障害のある人の参加機会の拡大と定着			
ウ 指導者・ボランティアの養成			
17	34	障害者スポーツの指導者を増やすには、障害者も指導できるスポーツ指導者の養成と、運動やスポーツも指導できる福祉関係者の養成の2つの方法があり、両者を養成する方策を明記する必要がある。	具体的な取組については、これまでから開催してきた公認障がい者スポーツ指導員（初級）の養成講習会を継続するとともに、いただいた御意見も踏まえ、県障害者スポーツ協会や福祉団体、学校等の関係団体と連携・協力しながら、指導者の養成に取り組んでまいります。

No	頁	意見（概要）	対応
施策4 スポーツを通じた連携・協働の推進			
2 展開方策			
18	37	下部団体や競技人口の減に伴う収入減により、大半の競技団体が県や県スポーツ協会等からの支援に頼らざるを得ない状況であることから、自主財源確保の仕組みの確立などを助言・指導するため、展開方策に項目「競技団体の組織づくり・活性化」を追加してはどうか。	「施策4 スポーツを通じた連携・協働の推進」は、様々な団体が主体的に連携・協働することで、人と人とのつながりを深め、スポーツの推進につなげていくことを目的に取組を整理しています。いただいた御意見については、県スポーツ協会とも連携し、競技団体のガバナンスの向上や事務局体制の充実・強化等に向けた支援に取り組んでまいります。
施策5 スポーツを生かした地域の活性化			
2 展開方策			
19	39	「(3)スポーツイベント等を生かした地域の活性化」の「生かした」は、「活かした」の方が相応しいと考える。	当計画では「いかす」の表現を「生かす」に統一しており、また「活かす」は常用外漢字であるため、素案のとおりとします。
20	39	「(4)プロスポーツチーム等を生かした地域の活性化」の「生かした」は、「活かした」の方が相応しいと考える。	
21	39	本県は平均寿命や健康寿命が全国トップクラスであり、次の段階へ進むためにスポーツによる街づくりの視点を入れることが重要であることから、展開方策に「スポーツによる街づくりの推進」を追加してはどうか。	当計画では、スポーツの力をもとに「健やかで豊かな生活」「活力のある地域」をつくることを基本方針として、それぞれの施策を掲げているところです。 例えば、「施策1 生涯にわたるスポーツ活動の充実」では、女性や働き盛りの世代のスポーツ参加の促進やスポーツを通じた健康寿命の延伸などの方策を推進することとしています。 それぞれの施策の取組を通して、健やかで豊かな生活や活力のある地域の実現に向けて取り組んでまいります。
22	39	現在のスポーツ振興施策は、住民の要望や、過去の需要調査の結果を「後追いする施策」となっており、「短期的」なもので、個別要求に対応する「非統合的」なものにならざるを得ない状況であり、この「需要対応型」施策は、現代の成熟社会ではもはや時代遅れではないかと考える。これからのスポーツプロモーション施策は、生活に望まれるスポーツビジョンを提示し、そこから政策課題を設定し、その課題解決の戦略的展望を見通す「長期的・総合的」な施策により、スポーツはライフスタイルの一部となり、スポーツから生き方、暮らし方をデザインすることになると考える。 こうしたことを踏まえて、展開方策に「国スポ大会のレガシーを活かしたスポーツプロモーション」を追加してはどうか。	当計画では、今後5年間の本県のスポーツを推進するに当たり、スポーツを通じて目指す社会の在り方を「目指す姿」として描き、それを実現するためのスポーツの方向性を基本方針として、7つの施策を掲げているところです。 特に、わたSHIGA輝く国スポ・障スポのレガシーを生かした取組は、「施策7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承」の展開方策の中で推進することとしています。

No	頁	意見（概要）	対応
施策6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着			
2 展開方策			
(1) 選手の育成・強化			
ア ジュニア選手の育成・強化			
23	40	少年種別の育成・強化にあたり、「有望選手の県外流出」の課題に対する具体的な方策を明記する必要がある。	県外流出の課題に対する対応については、第2章の3（P16）に具体的な取組（高校生トップアスリート支援事業等）を記載しており、こうした取組の蓄積を踏まえ、今後もジュニア選手の競技力の維持向上を図る体制を構築することとしていることから、素案のとおりとします。
24	40	有望選手の中高等学校進学時の県外流出は長年の課題となっており、抜本的な解決方法は見当たらない。一つの方策として、県外で自己の競技力を向上したいという生徒への条件付きスポーツ奨学金制度を創設することも考えられる。競技団体と強化拠点校をはじめとする県内高等学校が、連携して何を行えば県外流出の課題対策となるのかを明記する必要がある。また、企業、クラブチームなどの強化拠点の充実に取り組む方策を明記する必要がある。	わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向け取り組んでいる強化拠点の充実策等の成果を踏まえ、「施策6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着」に記載している方策を展開していきたいと考えており、素案のとおりとします。御提案の取組は、計画に基づく施策展開の参考とさせていただきます。
ウ 女性アスリートの育成・強化			
25	41	項目名「女性アスリートの育成・強化」は、「女性アスリートや女性指導者、役員（理事）の育成」とした方が適切と考える。	この項では、競技力向上に直接関わる者に対する方策を記載しており、役員については「施策1(2)ウ 団体等における女性の活躍の促進等」に記載していることから、素案のとおりとします。
26	41	スポーツに関わる女性の人数を増やし、活躍する場面や機会を増やす方策が必要であることから、本文の「…大会終了後も滋賀に残り、」の後に「各競技団体において女性の活躍の場を増やし、」を追記した方が適切と考える。	この項では、競技力向上に直接関わる者に対する方策を記載しており、役員については「施策1(2)ウ 団体等における女性の活躍の促進等」に記載していることから、素案のとおりとします。
エ 障害者スポーツ選手の発掘・育成・強化			
27	41	障害者スポーツの指導者を増やすには、障害者も指導できるスポーツ指導者の養成と、運動やスポーツも指導できる福祉関係者の養成の2つの方法があることから、両者を養成する方向で育成・強化活動を支援するスタッフの充足の方策を明記する必要がある。	障害者スポーツの指導者については、施策3(1)ウ「指導者・ボランティアの養成」に記載しているところです。具体的な取組については、これまでから開催してきた公認障がい者スポーツ指導員（初級）の養成講習会を継続するとともに、いただいた御意見も踏まえ、県障害者スポーツ協会や福祉団体、学校等の関係団体と連携・協力しながら、指導者の養成に取り組んでまいります。

No	頁	意見（概要）	対応
28	41	<p>障害者スポーツの課題は、①障害者スポーツへの理解が少ないこと、②障害者スポーツ専用の施設がないこと、③障害者スポーツの指導者が少ないこと、病院を退院した人のスポーツによる機能訓練希望が増加する一方、ソフト・ハード両面の対応が追いついていないことが挙げられる。どの環境を整備していくのかが問われるのではないかと考える。</p> <p>本文の「…障害のある人が、県内において活動に取り組むことができる環境整備を図ります」について、環境整備の具体的な取組を明確にしても良いのではないかと考える。</p>	<p>御指摘の内容については「施策3 障害のある人のスポーツ活動の充実」に記載しているため、素案のとおりとします。</p>
<p>施策7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承</p> <p>【指標【目標値】】</p>			
29	43	<p>国スポ・障スポのレガシーを大きな目標・視点として捉えるべきであり、次の項目を指標に追加した方が適切と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる街づくり ・スポーツによる健康づくり ・競技団体の自立に向けた育成 	<p>素案の3つの指標は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の開催を通じた大会レガシーの創出・継承の成果を、「する」「みる」「支える」それぞれの面において一定の客観性をもって測るため設定したものであり、素案のとおりとします。</p>
<p>2 展開方策</p> <p>(2) レガシー創出・未来への継承</p>			
30	45	<p>「スポーツ」と「文化」の概念について、どちらが上位というものではなく、誤解が生まれる可能性があることから、項目ウ「スポーツを支える文化の定着」の名称は別の表現に変更した方が適切と考える。</p>	<p>項目ウ「スポーツを支える文化の定着」は、スポーツボランティア活動やスポーツ観戦での応援を通じて、スポーツを楽しむ機運を高めていくことで、スポーツを支える考え方や価値観の広がりを図ろうとするものです。</p> <p>わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催基本構想における記載との整合も考慮し、素案のとおりとします。</p>
31	45	<p>いくつかの県や市町村では、若者の地方定着を目的に、学業・文化・芸術などの幅広い分野を対象にした県外大学生等への奨学金返還支援制度を設けていることから、項目「県外でスポーツで活躍している選手への支援」を追加し、スポーツの分野でこうした制度に取り組んではどうか。</p>	<p>スポーツ分野においては、全国上位の競技成績を有する選手の県内学校への進学支援や本県ゆかりの選手の定着促進の取組のほか、県外で活躍する選手が本県のスポーツ振興の中核を担っていただくよう取組を進めていくこととしていますので、素案のとおりとします。</p>
32	45	<p>項目「身体活動による健幸づくり施策の推進」を追加し、すでに一部の自治体を実施している「健幸ポイントプロジェクト事業」(*)を実施してはどうか。</p> <p>※健康づくりに取り組むことで地域で使えるポイントが付与される制度</p>	<p>これまでから、健康づくりに取り組むことでポイントが付与され賞品の抽選に応募できる健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を活用した取組を進めているところであり、今後も「施策1 生涯にわたるスポーツ活動の充実」において、健康づくりにつながる取組を推進してまいります。</p>
33	45	<p>県庁内の横断的な連携・協働によるスポーツの推進を図るため、項目「県庁内スポーツ関連部局の横断的な連携・取組」を追加した方が適切だと考える。</p>	<p>当計画の実施にあたっては、「第5章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」において、多様な主体の連携・協働により推進を図ることとしていることから、項目の追加は行わないこととします。</p>

No	頁	意見（概要）	対応
34	45	<p>第2期滋賀県スポーツ推進計画のP38に、「以後のレガシー継承の評価・検証について、スポーツコミッションなどの組織が継続的に関与できる仕組みづくりに努めます」とありました。</p> <p>第3期計画の展開方策の「(2)レガシー創出・未来への継承」に、例えば、スポーツコミッションなどの組織づくりについて記載してはどうか。</p>	<p>項目「イ 大会運営等のノウハウの継承」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の大規模大会に向け、行政や関係団体が連携・協働して開催準備や大会運営に取り組むこととしています。このことで得られるノウハウや構築される仕組み・つながり等の成果を、レガシーの創出・継承に生かしたいと考えています。</p>